

北九州市設計業務等委託契約約款の運用

(最終改正 令和 7 年 4 月 1 日)

対象業務関係

設計業務等委託契約約款は、工事に係る設計、測量及び調査業務等（軽微な工事の執行要領の対象となる予定価格 200 万円以下のものを除く。）を対象とする。

第 1 条関係

- 1 第 4 項において、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、業務内容を十分検討し、慎重に措置すること。
- 2 契約締結後に施工方法等の選択について発注者が注文をつける必要が生じた場合は、約款第 2 2 条の手続きに従って設計図書等を変更して、必要な施工方法の指定をしなければならない。
- 3 第 6 項から第 11 項までは、W T O ・政府調達に関する協定の発効に伴い、外国企業が受注者となった場合を想定して設けている規定である。

第 2 条関係

第 1 項において、この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、必ず書面で行うこと。

第 3 条関係

- 1 第 1 項に定める業務工程表は、原則として監督員が行う業務工程の管理等に支障をきたさない程度の内容を示すバーチャート（棒線工程表）とする。
- 2 業務工程表は原則として 3 部提出させること。
- 3 「業務工程表の提出」があったときは、監督所管課において所定の手続終了後、受注者から提出された工程表のすべてに受付印（文書受付印を使用）を押印して、1 部を受注者に交付する。
- 4 第 3 項において、受注者から契約変更に係る変更後の工程表を提出させるときは、変更契約の締結までに提出させること。

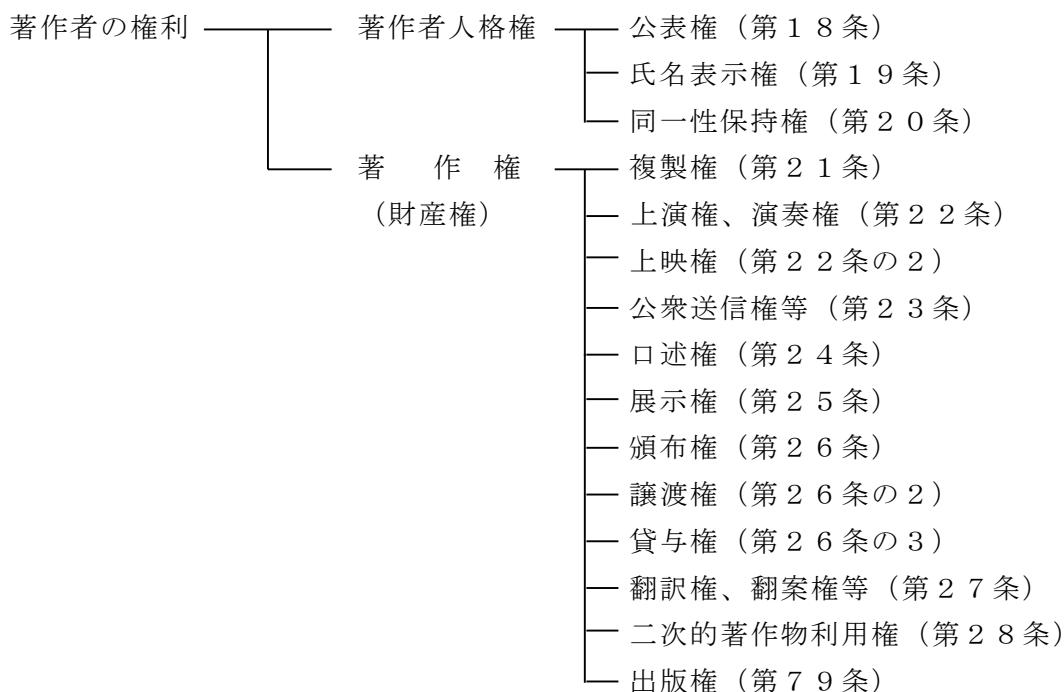
第 4 条関係

- 1 本条は、当初契約金額が 500 万円未満の業務及び当初契約金額が 500 万円未満で契約変更後に 500 万円以上の金額となった業務については適用しない。
- 2 当初契約金額が 500 万円以上であったが、契約変更後の金額が 500 万円未満となった場合は、契約保証の減額は行わない。
- 3 変更契約後の業務委託料が 30%以上増額した場合は発注者より契約保証の増額を求め、業務委託料が 30%以上減額した場合は受注者より契約保証の減額請求があった場合のみ発注者は契約保証の減額を行う。変更契約後の業務委託料が 30%未満の増減の場合は、契約保証の増減変更は行わない。

なお、契約保証の増額変更の場合、原則として当初契約時の保証と同種の保証を求める。

第6条関係

- 1 著作権の内容は、次図のとおりである。



(注) () 内は、著作権法の条番号である。

- 2 設計図書のCADデータを成果物として提出させる必要がある場合は、特記仕様書に明記すること。
- 3 第2項に規定する成果物の作成過程において受注者が開発したプログラム及びデータベースの利用に当たっては、別途利用契約を締結し、使用料等を設定すること。

第10条関係

- 1 本条は、受注者の業務遂行能力に対する発注者の信頼を保護するため一括再委託又は設計図書において指定した主たる部分の再委託を禁止した規定である。受注者が業務の実施に関与していると認められる場合には、仮に表面上、受注者が業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせていると見えても、本条違反とはならない。ここで、実質的に関与とは、受注者が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工方法等の総合的な企画、業務全体の的確な施工を確保するための工程管理及び業務実施方法の決定、成果物の品質管理等）を行うことをいい、単に管理技術者を置いているだけでは、実質的に管理しているとはいえない。
- 2 第4項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の住所、委任し又は請け負わせた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

第 11 条関係

- 1 「その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利」には、著作権が含まれる。
- 2 「受注者がその存在を知らなかったとき」とは、発注者が受注者の知悉（受注者が第三者の権利の存在を知っていたこと）を立証したときに発注者の負担義務が免責される。

第 12 条関係

- 1 監督員を任命した場合は、契約締結の日から 7 日以内に受注者に対し、監督員選定（変更）通知書（第 1 号様式）を発するものとする。
- 2 第 3 項にいう「2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について 2 人以上の監督員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督員選定（変更）通知書に明示すること。
- 3 監督員等の指示等は、第 2 条第 1 項に基づき書面により行うこととされているが、これは監督員の指示等が口頭でなされた場合におけるその有無、内容等について受注者との間における紛争を未然に防止しようとするものであるので、必ず指示票（第 2 号様式）等書面により行うこと。

第 13 条関係

受注者において管理技術者を定めた場合は、契約締結の日から 7 日以内に管理技術者・照査技術者等選任（変更）通知書（第 3 号様式）を監督所管課へ提出させるものとする。

第 14 条関係

受注者において照査技術者を定めた場合は、管理技術者と併せて契約締結の日から 7 日以内に管理技術者・照査技術者等選任（変更）通知書（第 3 号様式）を監督所管課へ提出させるものとする。

第 15 条関係

第 2 項中の「当該交渉等に関して生じた費用」とは、交渉等のための会場借上げ料や茶菓代等をいい、受注者の旅費等は含まない。

第 17 条関係

- 1 第 1 項中の「業務の実施」には、成果物の作成のための作業を始めとする業務の具体的な施工等のすべてを包含するものとする。単に成果物の良否に関するものばかりではなく、現場調査業務にあつては、近隣に与える影響等をも併せて考慮されるべきである。
また「著しく不相当と認められる」ためには、客観性がなければならず、単に発注者が主観的に著しく不相当と認めても、本項の対象とはならない。たとえば、単に品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが業務全体に悪影響を及ぼし、ひいては業務の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となる。また、管理技術者等が外国人等で日本語の能力に問題がある場合においては、通訳が常時同伴しており、いつでも発注者に対応できる体制が整っていれば格別、そうでない場合には、業務の執行が著しく不相当であると認められる場合もある。

- 2 第2項又は第4項について、発注者又は受注者は、対応結果として、措置請求の内容について具体的にどのように対応したのかを通知することになるが、措置請求の内容が不適切であるとして拒否することも可能である。

第18条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第19条関係

- 1 第1項中、「規格又は性能」を設計図書において定めることとしているのは、中古品の調査機械器具等の場合には、単に規格を設計図書で定めても実際の稼働能力が的確に把握できないので、むしろ実際の性能を設計図書で定めようとするものである。
なお、貸与品等の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。
- 2 第3項において、受注者が善良な管理者の注意を怠り、貸与品について損害を生じたときは、第5項の規定により損害賠償義務を受注者が負うこととなる。これに対して、受注者の故意又は過失によらない貸与品等についての損害は、作業現場に搬入済みのものは、第33条第4項の規定により、業務委託料の100分の1を超えるものは発注者の負担である。
- 3 第5項において、「貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったとき」とは、一般的には、貸与品の破損等を想定しているが、その他、貸与品等について善良な管理者の注意を怠り、火災、盗難等の損害を受けたとき等が想定される。

第21条関係

- 1 受注者が第1項各号に該当する事実について請求を行う場合には、監督員が判断できる資料等を添付させること。
なお、第1項中に定める請求を受けたときは、受注者の立場の保護を図るため、受注者の立会いの上事実確認を行い、調査の結果を受注者に書面により通知する。
- 2 第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って業務を実施することが不適当と発注者が認めるときには、発注者は第23条第2項の規定により業務を中止させる場合もある。また、発見された事実が重大であるときには、「受注者が業務を行うことができないと認められるとき」に該当するので、第23条第1項の規定により業務を中止させなければならない。
- 3 第3項において、調査終了から調査結果通知までの期間は、いたずらに長い期間とならないように注意すること。なぜならば、受注者は調査期間中も調査結果とりまとめ中も発注者から中止命令がかからない限り業務を続行することになり、仮に、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時まで受注者が施工した分について手戻り、改造が必要となれば、発注者がその費用を負担することになる可能性があり、また、中止命令をかけた場合には、中止期間中の増加費用は発注者の負担となるからである。

- 4 第4項において「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行われな
い場合、あるいは、受注者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査
結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受
注者は、第47条の規定により契約を解除することができることとなる。

- 5 第5項の「必要があると認められるとき」は「履行期間若しくは業務委託料を変更」
のみにかかるが、「必要があると認められるとき」か否かは発注者の意思によって決め
られるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、設計図書の变
更が行われても全く履行期間又は業務委託料に影響を及ぼさないといった特殊な場合
を除き、履行期間又は業務委託料の変更が行われなければならない。なお、履行期間又
は業務委託料の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、履行
期間と業務委託料の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

第22条関係

- 1 設計図書の変更を行う場合は、所定の変更決裁手続きを終了後、直ちに受注者に対し、
業務内容変更通知書（第4号様式）を送付すること。この場合、写1部を契約担当課に
送付すること。

なお、応急的に変更指示をしなければならない場合は、監督所管課又は設計担当課に
おいて所定の決裁手続きを経たうえ、書面により変更指示を行い、後日所定の変更手続き
を行うこと。

- 2 発注者は、設計変更に伴い、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に生
じた損害を負担しなければならない場合があるので、業務の発注の前に十分検討し、で
きるだけこのような事態の起こらないよう配慮すること。

第23条関係

- 1 第1項の通知は、業務中止通知書（第5号様式）により行うものとする。また、業務
の一時中止を解除しようとするときは、受注者に対し、業務中止解除通知書（第6号様
式）により通知するものとする。

- 2 発注者は、業務の全部又は一部中止に伴い、履行期間若しくは業務委託料を変更し、
又は受注者に対し必要な費用を負担しなければならない場合があるので、業務の発注の
前に十分検討し、できるだけこのような事態の起こらないよう配慮すること。

- 3 業務の中止は、あくまでも「一時中止」であり、永久的な中止、すなわち業務の打切
りは、本条の対象とするところではない。

- 4 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に
限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされ
る費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を
再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第24条関係

- 1 第1項において、「技術的」に優れた代替方法とは、例えば、既に設計図書等で規定されている解析手法に比べ、より高精度の結果を得ることが期待される別途の解析手法や調査手法等であり、本来の業務目的の達成の観点からの業務内容自体に関する提案も含まれるものである。

「経済的」に優れた代替方法とは、例えば、設計図書等で、独自に分析又は調査を行うことが規定されているときに、より安価に同程度の精度又は品質を確保し得る既存調査資料での代用や簡易な調査手法又は分析手法の採用等である。

- 2 第2項において、発注者は、受注者からの積極的な提案があったとしても、契約内容の変更をみだりに行うべきではない。

受注者からの提案を採用すると発注者に不利益な結果となると考えられる場合には、会計諸法令の精神に則り、契約変更してはならない。また、契約の同一性が確保されない程度の大幅な契約変更となる提案、例えば、業務委託料が著しく増加するような代替案は、仮に発注者にとって有利な内容であったとしても、競争契約においては契約事項のすべてを入札条件としていることから、これを契約締結後に変更することは、競争入札に付した目的趣旨に反するものである。

第26条関係

- 1 本条は業務委託料の変更を伴わない履行期間の変更（いわゆる無償延長）を認める趣旨の規定である。
- 2 延長変更を請求できる場合については、受注者の責に帰すことができない事由が要件となっているが、これには、天候の不良、土地所有者からの立入不承諾のほか、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって発注者と受注者の双方の責めに帰すことができないもの）や監督員による中途成果物の毀損等発注者の帰責事由によるものも含まれる。

受注者がその責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了させることができないとして、本条の規定により履行期間の延長変更を請求した場合には、発注者は、受注者の申出が不当な場合を除き延長に応じなければならない。
- 3 受注者より履行期間延長申請書（第7号様式）の提出があったときは、監督所管課において所定の決裁手続を経たうえ、履行期間延長承認（不承認）通知書（第8号様式）により通知すること。

第27条関係

第1項中、発注者の「特別の理由」は、発注者の自由な意思によるものであり、必ずしもこれを明示しないと短縮請求ができないわけではない。

第28条関係

- 1 第1項の「履行期間の変更」とは、第20条、第21条第5項、第22条、第23条第3項、第24条第3項、第26条第1項、第27条第1項及び第41条第2項の規定に基づくものをいう。
- 2 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第20条においては、監督員が

修補の請求を行った日、第 21 条第 5 項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 22 条においては、設計図書等の変更が行われた日、第 23 条第 3 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第 24 条第 3 項においては、設計図書等の変更が行われた日、第 41 条第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

第 29 条関係

- 1 第 1 項の「業務委託料の変更」とは、第 20 条、第 21 条第 5 項、第 22 条、第 23 条第 3 項、第 24 条第 3 項、第 26 条第 2 項、第 27 条第 2 項及び第 41 条第 2 項の規定に基づくものをいう。
- 2 第 2 項にいう「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第 20 条においては、監督員が修補の請求を行った日、第 21 条第 5 項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 22 条においては、設計図書等の変更が行われた日、第 23 条第 3 項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第 24 条第 3 項においては、設計図書等の変更が行われた日、第 26 条第 2 項においては、受注者が同条第 1 項の請求を行った日、第 27 条第 2 項においては、発注者が同条第 1 項の請求を行った日、第 41 条第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- 3 第 3 項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第 20 条、第 22 条、第 23 条第 3 項、第 26 条第 2 項、第 27 条第 2 項及び第 41 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

第 30 条関係

- 1 第 1 項の「災害防止等」とは、成果物、調査機械器具、貸与品等に関する被害の防止のほか、業務の実施が第三者に与える損害の防止や業務の実施に従事する労働者の労働災害の防止をも含むものである。
- 2 第 4 項の規定は、その措置が一般的な管理行為に属するものとして当然に受注者が負担しなければならないものなど業務委託料の範囲内において受注者が負担することが適当であると認められるものは受注者の負担とし、業務委託料の範囲内に含めて受注者が負担することが適当でない部分については発注者が負担するということである。

この場合における発注者の負担額の決定に当たっては、受注者のとった措置の内容、それに要した費用の額等を勘案して、発注者及び受注者が協議して定める。

第 31 条関係

受注者が第 55 条において付保を義務付けられてない保険等（以下「任意保険等」という。）を自主的にかけた場合は、発注者の負担額を定めるに当たって、任意保険等によっててん保された部分を損害の総額から控除しないこととしている。すなわち、発注者は、損害全額のうちの発注者の帰責割合（過失割合）に相応する額を負担し、受注者は、損害全額のうちの受注者の帰責割合（過失割合）に相応する額を負担しなければならない。保険金等は、受注者の帰責割合（過失割合）に相応する損害部分のみ損害保険会社等から受注者に対して支払われるべきであり、発注者は、発注者の帰責割合（過失割合）に相応する

部分についても保険金の支払いを請求するよう受注者に求めることはできない。

第 32 条関係

- 1 第 1 項において、通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、受注者が損害を賠償しなければならないという原則を規定し、第 2 項において、損害の発生の原因が監督員の指示による等、発注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者の負担となることを規定している。
- 2 第 3 項において「通常避けることができない」というのは、現場調査業務の施工方法が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避け得ないものとして考えるべきであり、特殊な施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当することになる。また、現場調査業務を実施する地域の特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工方法を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工方法等に従うことを設計図書で明らかにし、受注者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについて本項を適用すべきである。
- 3 第 3 項ただし書の規定は、受注者の善管注意義務違反によって通常避けることができない損害が拡大した場合には、その損害全体のうち善管注意義務違反によって拡大した部分については、受注者が責任を負うことを明確にしたものである。

第 33 条関係

- 1 第 1 項中の「天災等」の定義は、第 23 条第 1 項を参照のこと。
- 2 第 2 項中に定める損害の確認については、原則として監督員若しくは監督所管の課長が行い、特に重要なもの、判断の困難なもの等は、必要に応じて災害調査委員会を設置し、同委員会において決定するものとする。また、損害の確認に当たっては、その発生原因（出水位、雨量、風速又は土質等）を調査し、損害が受注者の善管注意義務を怠ったことに基づくものか否かを判定し、その確認を行う。

なお、損害額の算定に必要な資料（図面、数量等）を受注者に提出させるとともに被災額についても参考資料として提出させるものとする。

(1) 出来形

その部分が施工されていたことを確認するため、施工中の写真、出来形を示す写真及び被災直後の状況を示す写真等が必要である。したがって、日常の施工管理を十分行うとともに被災のおそれのある箇所については、これらの確認ができる資料を整備しておくこと。

(2) 仮設物

設計図書において指定しているものについては、設計図書に基づき損害の実態を確認するものとする。また、工程表等を参考として仮設物が設置されていたことを示す写真及び被災直後の状況が確認できる写真が必要である。

- 3 第 4 項の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。

- 4 1回の損害額が当初の業務委託料の5/1000の額(この額が20万を超えるときは20万円)に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取扱うこと。
- 5 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。

第35条関係

- 1 第1項の届出は、完了(一部完了・出来形)届(第9号様式)により行うものとする。
- 2 第2項において、受注者が正当な理由なく立会いを拒否した場合には、受注者の立会いを得ずに当該期間内に検査を完了すること。
- 3 第2項の通知は、検査担当課において検査結果通知書(第10号様式)又は設計業務委託検査結果及び成績評定通知書により行うものとする。
- なお、検査に合格しないときは、発注者は、修補指示書(第11号様式)により修補を指示するものとする。
- 4 第5項において、受注者は、修補完了後、修補完了届(第12号様式)を提出して、発注者の検査を受けるものとする。

第36条関係

第3項において、遅延日数が約定期間の日数を超えた場合には、約定期間は満了したものとみなされ、発注者は、業務委託料の支払いについて履行遅滞になり、第53条第2項の規定により遅延利息の支払義務を負うこととなる。

第37条関係

第1項において、発注者から部分使用の承諾を請求された場合に受注者がこれに応じるか否かは自由であり、また、承諾に当たって、使用方法、時期等に条件を付けることも可能であるので注意すること。

また、部分使用に当たっては、部分使用申入書(第13号様式)により受注者に通知し、部分使用承諾書(第14号様式)の提出を求めること。

第38条関係

受注者は、前払金の支払いを請求しようとするときは、前払金交付願(工事請負契約約款の運用の第35条関係において定める第17号様式を使用する。)に必要な書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を添付して、業務担当課(支出担当課)に請求しなければならない。

第40条関係

第3項の算式中「前払金の額／業務委託料」については、「前払金の額／業務委託料」で算出した数字の小数点以下第3位を切り上げて計算すること。

第42条関係

実施設計については、契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書等」という。）の「５．契約不適合責任期間」の欄に「この契約による成果品にもとづき施工される工事が完成したのち１年間」の契約不適合責任期間を記入すること。

その他の業務委託については、契約書等の「５．契約不適合責任期間」の欄に「３年間」の契約不適合責任期間を記入すること。

第 43 条関係

第 1 項において、発注者が契約を解除することができるのは、「業務が完了するまでの間」、すなわち、契約の成立後で業務の完了前に限られる。このため、受注者が業務を完了したが、成果物の引渡しはまだ行われていないときに、解除することはできない。

第 44 条及び第 45 条関係

- 1 契約担当課長は、第 1 項の規定により契約を解除する場合は、受注者に対し、設計業務等委託契約解除通知書（第 16 号様式）により契約の解除を行うこと。この場合において、受注者に対する解除通知書は、配達証明付内容証明郵便によること。また、受注者の住所等を確知することができない場合における当該通知書の送達については、公示送達の方法等を検討のうえ処理すること。
- 2 契約を解除しようとする業務について前払金をしているときは、前払金の保証人である保証事業会社に対し、あらかじめその旨を予告し、契約解除の時点で解除を行った旨を第 17 号様式により通知すること。

第 45 条の 2 関係

契約を解除する場合の取扱いについては、「第 44 条及び第 45 条関係」に準ずる。

第 45 条の 3 関係

契約を解除する場合の取扱いについては、「第 44 条及び第 45 条関係」に準ずる。

第 50 条関係

- 1 第 1 項の規定により、契約が解除された場合には、受注者による成果物の引渡義務及び発注者による業務委託料の支払義務は消滅することになる。例外的に、部分引渡しに係る部分については、ただし書きにより解除の遡及効を認めないこととしている。
- 2 第 2 項において、発注者は、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、まず、既履行部分の検査をすることになる。その上で、発注者は、検査に合格した部分のみの引渡しを受け、引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を支払うこととなる。
その既履行部分の状態、品質等から既履行部分が価値のないもの、利用に適さないものであれば、それに対して対価を支払う理由はないので、検査を行うこととしたものである。すなわち、検査は、契約に適合するか否かを調べ、不適合部分の修正を請求するために行うものではなく、対価を支払う必要がある部分を確定するためのものである。

第 51 条関係

- 1 第 4 項の「撤去」には、貸与品等を発注者に返還することが含まれる。
- 2 第 6 項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれる。

第 52 条関係

- 1 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了できないときは、履行遅滞に係る損害金の支払いを受注者に請求することとなるが、完了（一部完了・出来形）届に記載された期間のみでは、その理由が受注者の責めに帰すべきものであるのか又は天候の不良、物不足等受注者の責めに帰することができないものであるかが書面上明確でないので、損害金支払請求の判断資料として履行期間遅延理由書（第 15 号様式）を添付すること。
- 2 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- 3 履行期間末前に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書等記載又は記録の業務完了の日までの日数は、修補日数（完了検査の結果不合格とされた日から修補が完了して再検査に合格した日までの日数）から差し引いて遅延日数を算定すること。